

製造業企業における気候変動に関する開示動向



製造業セクター 公認会計士 中川寛将

▶ Norimasa Nakagawa

主に製造業の監査業務に従事する。当法人の製造業セクターに所属し、LTV（Long-term value：長期的価値）担当として企業の長期的価値向上に関する取組みを推進し、気候変動関連サービス業務に取り組んでいる。

<お問い合わせ先> EY 新日本有限責任監査法人 製造業セクター E-mail: norimasa.nakagawa2@jp.ey.com

I はじめに

2021年改訂コーポレートガバナンス・コードでは、プライム市場の上場企業は、東証の新市場区分移行日（22年4月4日）以降、最初に到来する定時株主総会後に遅滞なく提出するガバナンス報告書において、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるよう求められています。本稿の執筆時点では、製造業企業を含む多くの日本企業がガバナンス報告書における開示対応を進めている状況です。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

II 製造業企業における気候変動対応

1. TCFD提言の概要

TCFD提言は、15年9月、金融安定理事会議長が、気候変動リスクがリーマンショックのサブプライムローンのようにいつか爆発する可能性があり金融機関の脅威になり得るとスピーチしたことから始まり、企業に気候変動リスクに耐え得るかどうかを開示させることが目的とされています。TCFDでは、金融機関や投資家が、対象企業が気候変動リスクに耐え得るかどうかの判断に資するために、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4点を柱とした11項目を開示するように推奨しています^{*1}。

求められていることは開示ですが、気候変動はビジネスにおけるリスクでもあり、収益獲得の機会でもありますので、経営層が経営課題として気候変動に対応していくことが重要と考えます。

2. 製造業企業における気候関連のリスク及び機会の特徴

TCFD提言における開示項目のうち「戦略」において、リスク及び機会を開示することが推奨されています。リスクについては、低炭素社会に移行していく過程での政策や市場の変化によって生じるリスク（移行リスク）と気候変動による自然環境の変化によって生じるリスク（物理リスク）に大別されます。TCFD提言の整理に沿って、①移行リスク（<表1>参照）②物理リスク（<表2>参照）③機会（<表3>参照）における製造業の特徴を示します^{*2}。

各表に示した気候変動に係るリスクや機会の多くは、事業に直接または間接的に影響を及ぼすものであり、経営層が経営課題として認識し、戦略をもって対応すべき事項であると考えます。開示においては、識別したリスクや機会を経営戦略においてどのように対応したかを結び付けて記載することで、TCFDが企業に求める気候変動リスクに耐え得るかどうかの判断に資する有用な情報になると考えます。

3. 気候関連の開示動向

本稿執筆時点において、TCFD提言の開示推奨項目における開示媒体は、統合報告書が多数を占めますが、サステナビリティレポートや有価証券報告書等で

*1 TCFD提言に関するさらなる詳細は、本誌2021年12月号「求められるTCFDへの対応」をご参照ください。

*2 <表1>から<表3>は、本稿執筆時点における国内製造業各社の統合報告書・ウェブサイトなどの開示情報を元に筆者が整理して作成。

▶表1 ①移行リスク

項目	製造業における主な移行リスク
政策・法規制	▶カーボンプライシング導入によるエネルギー調達コストの増加 ▶省エネ・GHG（温室効果ガス）排出等の規制強化に対応するための設備投資などのコスト増加
技術	▶再エネなど新技術への対応遅れにより顧客による他社製品への切り替えが起こり売上減少
市場	▶気候変動を要因とした顧客の嗜好の変化に対応できず販売機会損失 ▶気候関連の規制強化により金属素材等の原材料コストの増加
評判	▶気候変動対応不十分による評判低下に伴い売上減少 ▶気候変動対応不十分によりESG投資の対象から外れ資金調達コストの増加

製造業企業においては、自社が直接的または間接的に排出するGHG排出量（Scope1、Scope2）のみならず、サプライチェーン全体（原材料調達・物流・販売・廃棄など）からの排出量も多くなる（Scope3）。また、顧客企業がサプライチェーン全体のGHG排出量の削減に積極的である場合、自社にも削減を要求される可能性がある。

▶表2 ②物理リスク

項目	製造業における主な物理リスク
急性	▶風水害の激甚化による工場建物・設備の損傷や操業停止 ▶営業所の浸水・従業員の負傷 ▶物流機能の麻痺による原材料の調達停止 ▶顧客の工場が被災した場合における自社製品の売上減少
慢性	▶一次産業の収穫量減少や事業設備の損傷等による経済の悪化 ▶気温上昇により労働環境が悪化し労働生産性の減少

自社の生産施設が直接的な被害を受ける場合はもちろんのこと、顧客、調達先、外注先などの取引相手が被害を受けた場合のリスクも考慮に入れる必要がある。

▶表3 ③機会

項目	製造業における主な機会
市場	▶省エネ・GHG削減に寄与する製品の需要の増加 ▶水資源枯渇の防止に繋がる製品の需要の増加 ▶温暖化に伴い各エリアでエアコン設置の増加 ▶物理リスクに備えた災害対策製品の需要の増加
製品・サービス	▶温暖化に伴い断熱製品の需要の増加 ▶環境関連製品について、国や行政からの助成金があることによる関連製品の需要の増加
エネルギー源	▶低排出量エネルギー源（生産拠点にて太陽光発電パネルの設置等）を使用することによるコスト減少

気候変動によるシナリオを的確に分析することにより新たな需要の発見や市場拡大を早期に把握できる可能性があり、将来のビジネスチャンスに備えた早期検討が可能となる。

開示している企業もあり、開示媒体にばらつきがあります。

また、サステナビリティの開示内容について、各種団体から基準やガイドラインが公表されていますが、それぞれの主要な利用者のニーズを踏まえた基準であることから、開示の一貫性や比較可能性が担保されていないという問題点が指摘されていました。そこで、サステナビリティ開示基準等の主要な設定主体である5団体（IIRC^{※3}、SASB^{※4}、CDSB^{※5}、CDP、GRI^{※6}）が協調し、20年12月に表示基準のプロトタイプを公表しています。さらに、IFRS財団は21年11月にISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の設立を発表し、企業価値を理解することに関心がある利用者向けに、企業価値に重要な影響を与えるサステナビリティ関連の課題に焦点を当てた基本構造を公表しています。当該基本構造は、全般的な要求事項、テーマ別（気候変動問題など）要求事項及び産業別要求事項により構成され、要求事項は、ガバナンス・戦略・リスク管理・指標及び目標の観点から設定されており、TCFD提言を踏まえた内容となっています。産業別要求事項について、プロトタイプが公表されていますので、属する産業または業種における開示項目について確認しておく

ことが有用です。

そして、日本においては財務会計基準機構（FASIF）によりサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設立され、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対して意見発信を行うことや、国内基準の開発を行うための体制整備が進められています。

III おわりに

気候変動に関する開示について、製造業における開示内容に一般的な傾向はあるものの、個々の項目についてどのくらいの深度で開示するかはばらつきがあります。すでにTCFD開示を行っている先行企業であっても、多くは初年度ではシナリオ分析の対象範囲や深度は限定的であり、複数年かけてその範囲や深度を高めています。

今年初めてTCFD提言に沿った開示を行う企業も多いためと思われませんが、開示基準の整備も着々と進められており、経営課題として捉えたリスク及び機会を経営戦略に結び付けて説明することが、有用な開示を行うための重要なポイントになります。

※3 International Integrated Reporting Council
 ※4 Sustainability Accounting Standards Board
 ※5 Climate Disclosure Standards Board
 ※6 Global Reporting Initiative